国民健康保険税特別徴収(年金天引き)について

平成21年度４月からの国民健康保険税年金天引き対象者についてお知らせします。
年金天引きの対象者は、年齢が65歳から74歳までの方で一定の要件を満たしている方に限ります。

○年金天引きによる方法

前年度から引き続いて年金天引きとなる方、又は、４月から新たに年金天引きとなる方については、以下のように天引きされます。

年　金　支　払　月					
４月 １回目	６月 ２回目	８月 ３回目	10月 ４回目	12月 ５回目	２月 ６回目
仮　徴　収　期　間			本　徴　収　期　間		
税額が確定する前の徴収分 （前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険税額を納めます。）			税額が確定した後の徴収分 （確定した年税額から仮徴収分を差し引いた残りを３回に分けて徴収します。）		

○年金天引きをやめたい方

以下の条件に該当する方は年金天引きをやめて普通徴収に切り替えることができます。

（1）国民健康保険税を滞納していない方
（2）今後、口座振替で納税いただける方

平成21年４月より年金天引きをやめたい方は、１月23日(金)までに普通徴収変更申出書、口座振替依頼書を財政課税務係、又は、各支所へ提出して下さい。

◎詳細についてのお問い合わせ先　財政課税務係（内線216・217）

『裁判員制度』施行元年を迎えて
―裁判員の役割について―

いよいよ今年の５月21日から裁判員制度が始まります。裁判員が実際の裁判でどのような役割を果たすのか、今回は「裁判員の役割」についてお伝えします。

1　法廷での審理に立ち会うこと

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷に立ち会います。

法廷では、証人や被告人に対する質問などが行われますし、裁判員から証人等に質問することもできます。このほか、証拠として提出された物や書類も取り調べます。

2　評議、評決を行うこと

証拠をすべて調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。議論を尽くしても、全員の意見が一致しない場合、評決は多数決により行われます。

有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

3　判決の宣告に立ち会うこと

判決の内容が決まると、法廷で判決の宣告がされます。

裁判員は、判決の宣告に立ち会い、裁判員としての仕事を終えます。

○詳細は、裁判員制度ウェブサイト（http://www.saibanin.courts.go.jp）をご覧ください。

お問い合わせ先
小平町選挙管理委員会　☎56－2111
旭川地方裁判所事務局総務課庶務係　☎0166－51－6255